

体育施設使用料金表(新)

令和元年10月1日施行

< 須賀川アリーナ >

別表第2 (第7条関係)

1 専用(貸切り)使用料 *備考参照

施設区分	使用区分		1時間当たり使用料		
			9時～17時	17時～21時	
メインアリーナ	体育競技を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	3,140円	4,710円	
		入場料を徴収する場合	6,280円	9,420円	
	体育競技以外を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	非営利目的	12,570円	18,850円
			営利目的	47,140円	70,710円
		入場料を徴収する場合	非営利目的	25,140円	37,710円
			営利目的	入場料を徴収しない場合の営利目的の使用料に最高入場料の200人分を加算した額。	
サブアリーナ	体育競技を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1,040円	1,570円	
		入場料を徴収する場合	2,090円	3,140円	
	体育競技以外を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	非営利目的	4,190円	6,280円
			営利目的	15,710円	23,570円
		入場料を徴収する場合	非営利目的	8,380円	12,570円
			営利目的	入場料を徴収しない場合の営利目的の使用料に最高入場料の100人分を加算した額。	
会議室		全室	1,040円	1,570円	
		2分の1	520円	780円	

2 個人使用料(部分使用)

施設区分	使用単位	1回使用料		12回使用料(回数券12片)	
		一般	高校生以下	一般	高校生以下
メイン(サブ)アリーナ	1時間	100円	50円	1,000円	500円
トレーニングルーム	1時間	200円	高校生100円	2,000円	高校生1,000円
温水シャワー	1回	100円		1,000円	
回数券は、1片 1人 1時間。ただし、温水シャワーは 1片 1回。					

3 附属施設設備・器具等の使用料

附属施設設備・器具	使用単位	使用料
舞台設備(演台・吊物等)	一式一日につき	1,040円
放送設備	一式1時間につき	570円
電気供給設備(持込機器に限る)	1時間1キロワットにつき	620円

4 冷暖房使用料

施設区分	使用単位	使用料
メインアリーナ	1時間	13,610円
サブアリーナ(暖房のみ)	1時間	2,610円
会議室	1時間	310円

*備考

- 1 高校以下がメインアリーナ、サブアリーナを使用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1とする。
- 2 体育競技を目的として、入場料を徴収しない場合、メインアリーナの3分の1及び3分の2の専用使用料はそれぞれ全面使用料の3分の1及び3分の2の額とする。
- 3 午前9時前又は午後9時以後のメインアリーナ又はサブアリーナを使用する場合の使用料は、この表に定める額に当該額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 4 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 使用者が定められた時間を超えて使用した場合は、超えた1時間までごとに、それぞれの使用料の1時間に相当する額を徴するものとする。
- 6 「入場料を徴する」とは、入場料、会場整理費等、その他の名称のいかなを問わず入場することに関し、入場の対価を必要とする場合、その他これに類する取扱いがなされる場合とする。
ただし、月謝や会費等を徴して行う各種スポーツ教室等については、入場料を徴しない場合の料金を適用する。

体育施設使用料金表(新)

令和元年10月1日施行

< 中央体育館 >

別表第3 (第7条関係)

1 専用(貸切り)使用料 *備考参照

施設区分	使用区分			1時間当たり使用料		
				9時～17時	17時～21時	
競技場	体育競技を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	全面使用	一般	1,040円	1,570円
				高校生以下	520円	780円
		2分の1使用	一般	520円	780円	
			高校生以下	260円	410円	
	入場料を徴収する場合	全面使用	一般	2,090円	3,140円	
			高校生以下	1,040円	1,570円	
	2分の1使用	一般	1,040円	1,570円		
		高校生以下	520円	830円		
	体育競技以外を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	非営利目的	5,230円	7,850円	
			営利目的	15,710円	23,570円	
入場料を徴収する場合		非営利目的	10,470円	15,710円		
		営利目的	入場料を徴収しない場合の営利目的の使用料に最高入場料の100人分を加算した額			
会議室		全室使用		520円	780円	
		2分の1使用		260円	410円	

2 個人使用料

施設区分	使用単位	1回使用料			12回使用料(回数券12片)		
		一般	高校生	小中学生	一般	高校生	小中学生
競技場	2時間	100円	50円	30円	1,000円	500円	300円
回数券は、1片 1人 2時間							

3 附属施設設備の使用料

附属施設設備	使用単位	使用料
シャワー	1回	100円

*備考

- 午前9時前又は午後9時以後に競技場を使用する場合の使用料は、この表に定める額に当該額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 使用者が定められた時間を超えて使用した場合は、超えた1時間までごとに、それぞれの使用料の1時間に相当する額を徴するものとする。
- 「入場料を徴する」とは、入場料、会場整理費等、その他の名称のいかんを問わず入場することに関し、入場の対価を必要とする場合、その他これに類する取扱いがなされる場合とする。
ただし、月謝や会費等を徴して行う各種スポーツ教室等については、入場料を徴しない場合の料金を適用する。

体育施設使用料金表(新)

< 須賀川市民スポーツ会館・須賀川市武道館・牡丹台体育施設・並木町運動場 >

令和元年10月1日施行

別表第1 (第7条関係)

1 専用(貸切り)使用料

施設名	区 分		1時間当たり使用料		
			9時~17時	17時~21時	
須賀川市民スポーツ会館	体育競技を目的とする場合	全面使用	一般	520円	1,040円
			高校生以下	200円	410円
		2分の1使用	一般	260円	520円
			高校生以下	100円	200円
	体育競技以外を目的とする場合	非営利目的	1,990円	2,610円	
		営利目的	7,850円	11,520円	
須賀川市武道館	柔剣道場	全面使用	一般	410円	830円
			高校生以下	200円	410円
		2分の1使用	一般	200円	410円
			高校生以下	100円	200円
		4分の1使用	一般	100円	200円
			高校生以下	50円	100円
	弓道場	全射場使用	一般	200円	410円
			高校生以下	100円	200円
	会議室		200円	410円	
	牡丹台庭球場	1面使用	一般	200円	620円
高校生以下			100円	520円	
牡丹台野球場	野球場	全面使用	一般	1,040円	
			高校生以下	520円	
	会議室	会議室又は和室	200円		
合宿所	1人1泊につき(食事は含まないものとする。)		520円		
牡丹台水泳場	全施設使用	一般	2,090円		
		高校生以下	620円		
牡丹台体育館	全面使用	一般	520円	1,040円	
		高校生以下	200円	410円	
並木町運動場	全面使用	一般	1,040円		
		高校生以下	520円		
備 考	入場料を徴するものは、最高入場料の100人分を加算する。				

2 個人使用料

施設名	区分	1回 使用料			12回使用料(回数券12片)			年間使用券		
		一 般	高校生	小中学生	一 般	高校生	小中学生	一 般	高校生	小中学生
須賀川市民スポーツ会館		100円	50円	30円	1,000円	500円	300円			
須賀川市武道館		100円	50円	30円	1,000円	500円	300円	4,000円	2,000円	1,200円
牡丹台庭球場		100円	50円	30円	1,000円	500円	300円	4,000円	2,000円	1,200円
牡丹台水泳場		100円	50円	30円	1,000円	500円	300円			
牡丹台体育館		100円	50円	30円	1,000円	500円	300円			
並木町運動場		100円	50円	30円	1,000円	500円	300円			
備 考	1回の使用時間は、2時間とする。									

3 附属施設設備及び器具等の使用料

区 分	1時間当たり		1回当たり		
	屋外照明	拡声装置	移動椅子	移動機	コインロッカー
牡丹台庭球場	100円				
全体育施設		150円	10円	20円	20円
備 考	1 牡丹台庭球場の屋外照明使用料は、個人使用者のみ適用する。 2 移動椅子、机の使用回数は、同一使用者について、1日の使用をもって1回とする。ただし、体育競技を目的とし、入場料を徴しない場合は、使用料を徴しない。				

4 別表第1の適用に関する共通事項

- 使用者が定められた時間を超えて使用した場合は、超えた1時間までごとに、それぞれの使用料の1時間に相当する額を徴するものとする。
- 「入場料を徴する」とは、入場料、会場整理費等、その他の名称のいかんを問わず入場することに関し、入場の対価を必要とする場合、その他これに類する取扱いがなされる場合とする。ただし、月謝や会費等を徴して行う各種スポーツ教室等については、入場料を徴しない場合の料金を適用する。

別表第.4 (第7条関係)

須賀川市民スポーツ広場の使用料

1 専用使用料及び個人使用料

施設区分		1時間当たりの使用料		
スポーツ広場	専用使用料	全面	無 料	
		2分の1		
		4分の1		
	個人使用料	全面		無 料
		2分の1		
		4分の1		
クラブハウス	専用使用料	9時～17時	520円	
		17時～21時	780円	

備考

- 1 クラブハウスの使用は、原則として市民スポーツ広場の使用者に限る。ただし、シャワーは別途使用料を徴するものとする。
- 2 クラブハウスを使用者が定められた時間を超えて使用した場合は、超えた1時間までごとに、それぞれの使用料の1時間に相当する額を徴するものとする。

2 付属施設設備の使用料

付属施設設備区分	使用単位	使用料
屋外照明	全面	1時間 3,140円
	2分の1	1時間 1,570円
	4分の1	1時間 830円
シャワー	1回	100円

備考

- 1 屋外照明を使用者が定められた時間を超えて使用した場合は、超えた1時間までごとに、それぞれの使用料の1時間に相当する額を徴するものとする。
- 2 シャワーの使用はクラブハウスの使用者に限る。

< 須賀川市地域体育館 >

別表 (第7条関係)

1 専用使用料

区 分		1時間当たり使用料	
		9時～17時	17時～21時
全面使用	一般	520円	1040円
	高校生以下	200円	410円
2分の1使用	一般	260円	520円
	高校生以下	100円	200円
備考	入場料を徴するものは、最高入場料の100人分を加算する。		

2 個人使用料

区 分	使用料
一般	100円
高校生	50円
小中学生	30円
備考	1回の使用時間は2時間とする。

3 別表の適用に関する共通事項

使用者が定められた時間を超えて使用した場合は、超えた1時間ごとに、それぞれの使用料の1時間に相当する額を徴するものとする。

須賀川市地域体育館条例

(使用料の減免)

第8条 市長は、前条第1項の定める使用料について、次表に掲げるものについては、使用料を免除し、又は減免することができる。

種 別	減免額
1 市が主催又は共催する行事。 2 市立の学校が教育課程に基づき使用するとき。 3 市内に居住し、又は市内に勤務を有する者が体育及びレクリエーションその他社会教育活動並びに公共的催しに使用するとき。	全額
1 市が後援する行事。 2 市立の学校以外の学校(大学及び各種学校を除く。)が教育課程に基づき使用するとき。 3 その他市長が必要と認めるとき。	2分の1

学校が教育課程に基づき使用するとき、申請書に校長印が必要です。